

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平 本 祐 一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
 〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階
 TEL 029(226)0865 FAX 029(226)0793
 E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
<http://hiramoto-office.com/>

税理士の独り言

八郷中学校の野球部員だった物静かな青年が 19 歳で上京し、全国で 1,500 店舗のキヤバレー・チェーンを築き上げました。その後、コンビニ業を立ち上げ、ローソンへ引き継がれます。同級生が通知表を覗くと「5」がずらっと並んでいたそうです。

小松崎栄、79 歳。毎年、八郷の桜を見ながら数人の仲間と旧交を温めるため、帰省します。実業家としての成功を自慢せず、じっと人の話に耳を傾け、自分から語ることはないそうです。一か所で懸命に生きる、一つのところで命を懸けて働く「一所懸命」が彼の信条です。

私の書棚より

○日常的に「ネガティブな言葉」を語る人は、その周りに良い人間関係を築けない状態になり、結果として、人生や仕事において、様々な問題に直面し、色々なトラブルを起こすことになる。
 ○あなたは、いつ成長しただろうか。それは、順風満帆のとき、好調や幸運が続いたときではないだろう。それは、逆境のときではなかったか。夜も眠れぬ日々、溜息が出る日々、胃が痛むような日々、そうした苦しい日々を、それでも前を向いて歩み続けたとき、気がつけば、大きく成長した自分がいたのではないか。

「運気を磨く」

田坂広志著

光文社新書

税務アンテナ

□相続で生命保険金を受け取る場合には、500 万円 × 法定相続人の数が非課税となり、生命保険金の金額から非課税額を差し引くことができます。

ただし、生命保険の非課税の適用は受取人が法定相続人である場合に限り使うことができるため、法定相続人でない孫が生命保険金を受け取った場合には、非課税の適用はありません。

又、3 年以内の贈与が相続財産に加算されるのは、相続で財産を受け取った人が対象になるため、法定相続人でない孫が生命保険金を受け取ることによって、孫に対する 3 年内の贈与が相続財産に加算されます。

さらに、法定相続人でない孫の相続税額は 2 割加算されることになります。

□新型コロナウィルス感染拡大により、事業者に対する税制上の措置が設けられます。

令和 2 年 2 月以降の任意の 1 ヶ月以上の期間において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね 20 % 以上減少して、一時に納税が困難な場合に、納期眼までの申請により 1 年間、納税を猶予されます。

又、売上が前年同月比で 50 % 以上減少している者は、その 50 % 以上減少した月売上を 12 倍した年換算売上と前年の総売上の差額が給付されます。ただし、法人で 200 万円、個人事業者等は 100 万円が限度とされています。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

5 月 の 税 务 ス ケ ジ ュ ー ル

10 日	○ 4 月分の源泉所得税の納付
31 日	○ 2 年 3 月決算法人の確定申告 ○ 1 年 9 月決算法人の中間申告（予定申告） ○ 1 年 6 月、9 月、12 月決算法人の消費税中間申告
	31 日 ○ 5 月決算法人の消費税各種選択届出書提出

今月の贈る言葉『問題は解決されるためにある』 by 中山素平